

成年後見制度施行 20 周年記念シンポジウム

パネルディスカッション

## 「成年後見制度の未来」

～任意後見制度の利用促進と民事信託～

パネリスト      村田幸子（福祉ジャーナリスト）  
                    小島 浩（神田公証役場公証人）  
                    伊庭 潔（弁護士）  
                    上山浩司（司法書士）

アドバイザー      新井 誠（中央大学法学部教授）

コーディネーター      川口純一（司法書士）

共催：日本司法書士会連合会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート



# 法務省における制度の周知, 不正防止の取組の現状等

令和元年12月  
法務省民事局

## 3 任意後見制度の利用状況に関する 調査について

## (1) 調査の概要

- 任意後見制度に関して、登記記録の分析による調査を実施。また、日本公証人連合会(日公連)の調査を通じて、公証役場における制度の利用実態を把握
- 登記については、令和元年7月29日時点の登記記録を分析
- 日公連の調査については、平成30年10月及び11月の2か月間の約1900件の任意後見契約を対象として、全国の公証人に対し、その内容に関するアンケート調査を実施

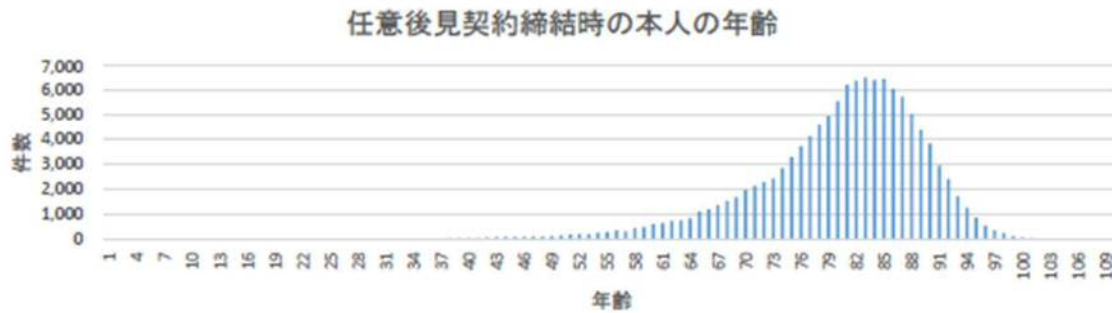
## (2) 基礎データ

- ① 任意後見契約の登記件数(閉鎖登記除く)  
12万0962件(R1.7.29時点) ※閉鎖登記件数は2万0458件
- ② ①のうち任意後見監督人選任の登記がされている件数  
3510件(R1.7.29時点)
- ③ 平成30年にされた任意後見契約の登記件数  
1万2599件
- ④ 平成30年にされた任意後見監督人選任の登記件数  
658件

### (3) 任意後見制度の利用状況に関する調査結果

#### 任意後見契約締結時の本人の年齢

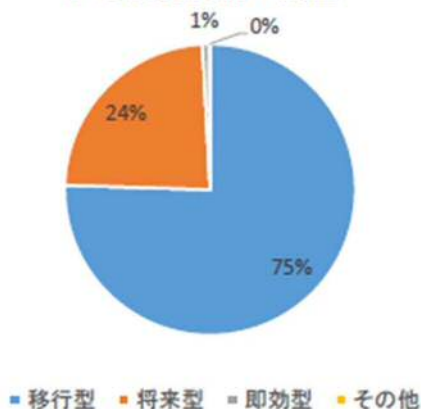
- ・ 令和元年7月29日時点の、登記されている(閉鎖登記を除く。)任意後見契約(約12万件)について、任意後見契約締結時の本人の年齢を調査。
- ・ 平均年齢約80歳。



#### 任意後見契約の種類

- ・ 平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、その種類を調査。

任意後見契約の種類

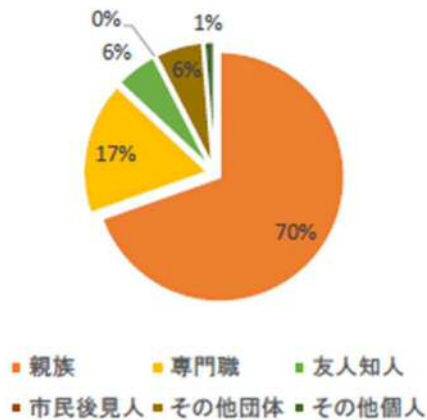


- ・ 最も多いのが移行型の契約であり、全体の約4分の3。
- ・ それ以外の契約のほとんど(全体の約4分の1)は、将来型の契約。

## 任意後見受任者の属性

・平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、任意後見受任者の属性について調査。

任意後見受任者の属性



・任意後見受任者の属性として最も多いのは、本人の親族であり、全体の約7割。  
 ・次に多いのが専門職者であり、全体の2割弱。

## 任意後見監督人の選任状況

・令和元年7月29日時点の、①登記されている(閉鎖登記を除く。)任意後見契約、②登記が閉鎖された任意後見契約について、任意後見監督人選任登記の有無を調査。

①閉鎖登記事件を除く全事件



②-1 登記が閉鎖された全事件



②-2 本人死亡により登記が閉鎖された全事件





任意後見契約締結数及び任意後見監督人選任審判件数・選任審判申立件数

1表

種 類	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
任意後見契約締結件数	8,289	9,091	9,219	9,791	10,704	10,616	12,045	12,599
任意後見監督人選任審判件数	550	566	589	624	709	708	655	658
任意後見監督人選任審判申立件数	645	685	716	738	816	791	804	764
免効率	6.6%	6.2%	6.4%	6.4%	6.6%	6.7%	5.4%	5.2%

平成23年から30年までの任意後見契約締結件数82,354件、任意後見監督人選任審判件数5,059件、免効率6.1%

①法務局登記統計 総括・不動産・その他の分類 年次

②成年後見関係事件の概況 年次

2表

	平成26年※	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
任意後見契約締結件数	160	266	175	194	293
任意後見契約免効件数	28	12	24	26	27
免効率	17.5%	4.5%	13.7%	13.4%	9.2%

※平成26年は平成25年9月末から平成27年3月末までの増減数

LS総会資料より

平成26年から30年までの任意後見契約締結件数1,088件、任意後見契約免効件数117件

免効率10.8%

3表

	元7.29時点
任意後見契約締結件数	120,962
任意後見監督人選任登記	3,510
免効率	2.9%

成年後見制度利用促進専門家会議

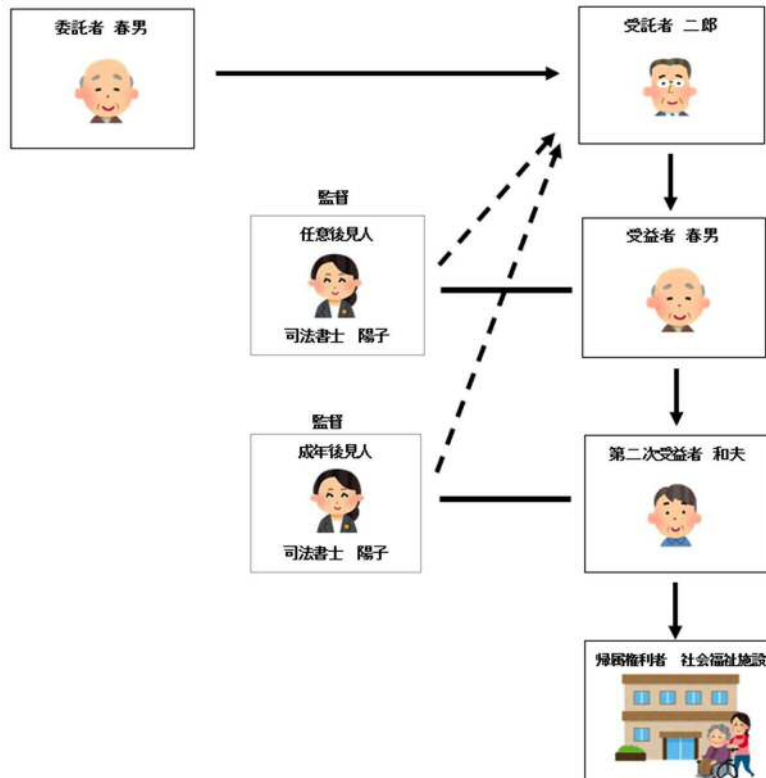
第4回中間検証WG資料4より

※閉鎖登記件数20,458件、内監督人選任登記有4,468件を加えると

7,978件÷141,420件=5.6%

免効率5.6%

提言4の事例



## 任意後見制度の利用促進に向けての提言

“本人の意思を尊重し、利用しやすく信頼される任意後見制度とするために”

日本司法書士会連合会  
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

成年後見制度施行20年を経過した今、任意後見制度がわが国における高齢者・障害者の権利の擁護及び自己実現のよりよい仕組みとして将来にわたって発展することを願い、次のとおり提言する。

### 1. 任意後見契約の発効を適切に行うために

- (1) 本人の選択により契約締結の事実を中核機関等に通知し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を活用して本人の状況を確認する等し、必要に応じて当事者に任意後見監督人選任申立てを促す仕組みを構築すること。
- (2) 本人の意思の実現と財産管理の安全を図るため、監督の機能を持った第三者を含む三者契約、複数受任等を活用することにより任意後見監督人選任申立ての判断を複数当事者で行うことができる財産管理等委任契約を推奨する。
- (3) 本人の判断能力低下後、本人に異議がない限り速やかに任意後見監督人選任の申立てをすることを受任者の責務とする制度を構築すること。

- ### 2. 国、地方公共団体、成年後見等実施機関は、市民が任意後見制度の有用性を理解し、利用しやすくなるよう、より積極的かつ継続的な調査及び広報を行うこと。

- ### 3. 任意後見契約においては、本人の意思が確認できなくなった場合に備え、本人の意思を反映した医療・介護方針とともに財産活用や事業承継における「任意後見人への指図書」等を作成し、自己決定の尊重、身上配慮重視のための指針とすること。

- ### 4. 任意後見制度を利用する場合は、遺言や死後事務委任契約等に加えて、必要に応じて「福祉型の民事信託等任意後見制度を補完する制度」との併用を図ることにより、身上保護と本人の財産の管理・運用を一体的に行い、本人の意思をできる限り実現すること。



## 任意後見制度の利用促進に向けての提言

“本人の意思を尊重し、利用しやすく信頼される任意後見制度とするために”

### 1. 任意後見契約の発効を適切に行うために

- (1) 本人の選択により契約締結の事実を中核機関等に通知し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を活用して本人の状況を確認する等し、必要に応じて当事者に任意後見監督人選任申立てを促す仕組みを構築すること。

判断能力が低下したにもかかわらず、任意後見監督人選任申立てがされずに放置されることにより、本人の権利擁護が脅かされる問題がある。これに対し、中核機関等が、公証役場から任意後見契約締結の際に本人からの申し出等によりその通知を受け、判断能力の程度に応じて、支援者から情報の提供を受けることを可能とすることで、地域連携ネットワークの中でのチームによる見守り機能や本人や受任者の支援機能が働くことにより、適正な任意後見監督人選任の申立支援に繋がり解決を図ることができる。

### 1. 任意後見契約の発効を適切に行うために

- (2) 本人の意思の実現と財産管理の安全を図るため、監督の機能を持った第三者を含む三者契約、複数受任等を活用することにより任意後見監督人選任申立ての判断を複数当事者で行うことができる財産管理等委任契約を推奨する。

移行型の任意後見契約の場合、委任者の判断能力が低下したにもかかわらず、任意後見監督人選任申立てがされずに、財産管理等委任契約により財産管理を続けている場合があるが、本来、監督者であるはずの委任者の判断能力が低下したことにより、受任者により恣意的に財産が流用されるケースがある。

これに対し、日本司法書士会連合会と社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」という）は2007年2月16日に「任意後見制度の改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」（リーガルサポートのホームページ <https://www.legal-support.or.jp/notice/detail/entry/170> に全文掲載）によりを次のように対応を提言し、司法書士は実践してきた。

「任意後見制度の改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」から抜粋

#### 1. 将来型任意後見契約

##### 【提案】

司法書士は、依頼者から任意後見契約に関する相談を受けた場合、見守り契約及び将来型任意後見契約を締結することを依頼者とともに検討するものとし、その必要性に応じて財産管理等委任契約を含む移行型任意後見契約の締結を検討すべきである。

#### 2. 移行型任意後見契約

##### 【提案】

司法書士は、本人の状況に応じて財産管理等委任契約を締結する必要がある場合は、その代理権の範囲について、日常生活に必要な預貯金に関する銀行取引や重要書類の保管な

ど保存・管理行為及び有料老人ホーム等高額な入居一時金の支払を伴う施設入所契約を除く身上監護事務に限定したものとすべきである。

しかし、一般的には、本人（委任者）の要望により、広範囲な代理権等を伴う移行型の任意後見契約が多く締結され、委任者の判断能力が低下したにもかかわらず、任意後見監督人選任申立てがされずに、財産管理等委任契約により財産管理を続けている場合があり、任意後見契約の発効率に問題があるのも事実である。

このように、包括的な財産管理権を付与する長期にわたる財産管理等委任契約において、第三者の目が入らない当事者間だけの契約では、権限の濫用が発生する恐れがあるため代理権の範囲を限定的にすること等により財産管理の安全を図ってきたが、さらに監督人等の第三者の目が入る契約にすることにより、任意後見監督人選任の適切な申立てと財産管理等委任契約の適正な業務の確保を図り、本人の意思の実現と財産管理の安全を図ることができる。

## 1. 任意後見契約の発効を適切に行うために

### (3) 本人の判断能力低下後、本人に異議がない限り速やかに任意後見監督人選任の申立てをすることを受任者の責務とする制度を構築すること。

1. (2) の説明で述べたとおり、移行型の任意後見契約において、本人の判断能力が既に低下しているにもかかわらず後見監督人選任申立てをせず、財産管理等委任契約を継続させる事案については、任意後見制度の趣旨及び本人が任意後見契約を締結した意思が没却され、財産管理権の濫用につながる恐れがある。

また、上記(1)で地域連携ネットワーク等の見守り機能等により任意後見監督人選任の適正な申立てを促す仕組みを構築し、さらに、(2)により監督人等の第三者の目が入る契約にすることにより、任意後見監督人選任の適正な申立てを図ったとしても、受任者が適正な申立てを行わなければやはり本人が任意後見契約を締結した意思が没却されてしまい、本人の意思の実現と財産管理の安全を図ることはできない。

したがって、適正に任意後見契約が発効されるためには、本人の判断能力低下後は、本人の意思・意向を確認し、速やかに任意後見監督人選任申立てを行うことを受任者の責務とする必要がある。

## 2. 国、地方公共団体、成年後見等実施機関は、市民が任意後見制度の有用性を理解し、利用しやすくなるよう、より積極的かつ継続的な調査及び広報を行うこと。

国、地方公共団体や成年後見等実施機関は、市民に対して、任意後見制度をわかりやすく解説するとともに、この制度を必要とする多くの人が利用しやすい広報活動を行う。

## 3. 任意後見契約においては、本人の意思が確認できなくなった場合に備え、本人の意思を反映した医療・介護方針とともに財産活用や事業承継における「任意後見人への指図書」等を作成し、自己決定の尊重、身上配慮重視のための指針とすること。

任意後見契約において、支援者による意思決定支援に基づく本人の自己決定を尊重し事務を行っていくのは当然であるが、最後の手段としての最善の利益を考えた上での代行決定をする場合は、自己決定を反映した「任意後見人への指図書」等を作成しておき、経済状況や家族状況等の環境の変化を考慮し、それを活用することによって、本人の主観的最善の利益を最大限にすることが可能となる。

「任意後見人への指図書」は、本人の意思をより確実に具体化するための「ライフプラン」等に代わるもので、本人が信頼した任意後見人に対して、その意思を分かり易く伝えるものである。

ただし、「任意後見人への指図書」は任意後見人の判断を完全に拘束するものではなく、契約時における意思と遂行時における意思とが相違することも考えられる。また、財産状況、人間関係、経済状況等の変化により「任意後見人への指図書」による代理権行使が難しい場合もあると考える。

### ○任意後見人への指図書（具体的事例）

私の人生は、夫の死、ガン手術など辛いことや悲しいことの連続でしたが、心の支えとなったのは二女 A 子と甥の B 雄さんでした。

お陰様で、好きな旅行、クラシック音楽を楽しみながら良き人生を送ってきました。とても感謝しております。

しかし、この先何があるか分かりません。認知症となり、判断力がなくなってしまうかも知れません。特に、父から相続したマンションの管理や夫と築いた家業の後継者への支援のことが気掛かりでなりません。

また認知症となり、判断能力が衰えて、自宅での生活が不安になった場合には、有料老人ホームへの入所を希望します。

そこで、自分の希望を伝えることが出来なくなったときに備え、司法書士 C さんに以下のことを託したいのです。「指図」というとなにか命令みたいで申し訳ないのですが、司法書士 C さんの判断や行為を完全に拘束するものではありません。

私の想いを理解して、司法書士 C さんに対し、その時の状況に合わせた柔軟な対応を切に希望します。

#### 記

- 1、父から相続した賃貸マンションには5人の賃借人がいるが、賃貸借契約が終了した折には、マンションを解体して更地にし、その土地は目に入れても痛くないほど可愛がってきた甥 B 雄に無償で貸してもらいたい。
- 2、自分亡き後の相続税の支払が心配である。二女 A 子や税理士と相談し、不動産の購入とそのため資金の借り入れなどの対策をお願いしたい。
- 3、和菓子製造業 K 本舗は、夫と苦勞して築き上げたいわば人生の結晶です。  
しかし、経営は順調ではありません。そこで、後継者たる甥 B 雄を支援するため、私名義の K 本舗の株式全部を甥 B 雄に贈与したい。また、K 本舗に対し、8千万円を限度とする貸し付けを続け、そして6千万円を限度として貸付債権を適宜放棄したい。
- 4、自宅での生活が不安になった場合には東京を離れてもいいので、景色のいい有料老人ホームに入所することを希望します。

4. 任意後見制度を利用する場合は、遺言や死後事務委任契約等に加えて、必要に応じて「福祉型の民事信託等任意後見制度を補完する制度」との併用を図ることにより、身上保護と本人の財産の管理・運用を一体的に行い、本人の意思をできる限り実現すること。

任意後見制度とともに、見守り契約、財産管理等委任契約、遺言や死後事務委任契約を併用することで、本人の意思・希望の実現を図ってきたが、さらに本人の福祉の向上を図る目的での民事信託（「福祉型の民事信託」）の併用によりさらにその実現を図ることが出来ると考える。

使いやすさという面では、任意後見契約と民事信託をそれぞれの特性を生かし併用することで、信託により主だった財産を保全したり、財産の活用や世代をまたいだ承継による本人の意思・希望の実現を図ることができるとともに、任意後見契約により身上保護ができたり、手元財産の管理等細かな配慮が期待できることから、本人の意思を実現することがより可能となる。

一方安全面では、本人の判断能力が衰えた場合に任意後見人が本人の受益権行使を代理することによって、本人が適切に信託による給付を受けられているかなど受託者を監督することが期待できる。



問 題 点	任意後見契約の基本形であるが、本人の判断能力の低下をどのように把握するのが課題となり、通常は、あわせて「見守り契約」を締結して本人の状況を把握するようにしている。	任意後見契約とともに財産管理等委任契約を結んでおくことにより、判断能力が不十分な状況になる前であっても、身体的状況等から本人が財産管理等委任契約の発効を望んだ場合には、受任者は、財産管理等を開始できる。本人の判断能力の低下後は任意後見契約に移行するが、この移行をせずに財産管理等委任契約を継続させ判断能力が低下している本人が受任者を監督できない状況が続くことにより財産侵害等の不正が行われる危険性が指摘されている。	任意後見契約を締結する段階で契約内容を理解する判断能力があれば軽度な認知症、知的障害、精神障害のある人でも契約の締結は可能であるが、後日に任意後見契約の有効性等について紛争が生じる可能性がある。
-------------	---	---	---

### 1. 中核機関の機能の充実等による任意後見契約の適切な発効

成年後見制度利用促進専門家会議に報告された法務省の資料によれば、任意後見契約締結時の本人の平均年齢は約80歳であり、最多分布の年齢は83歳であること、登記されている（閉鎖登記を除く。）任意後見契約のうち監督人選任登記のあるもの、すなわち締結済みの任意後見契約（契約が終了しているものを除く。）のうち発効しているものは約3%であること、そして締結済みの任意後見契約のうちの約4分の3をいわゆる移行型が占めていることが分かりました。

任意後見契約締結時の本人の年齢が予想以上に高いこともあわせて考えれば、任意後見契約の発効の割合が3%というのは、あまりにも低いと言わざるを得ません。そして、移行型が4分の3を占めているということから、適切な時機に任意後見監督人の選任の申立て（任意後見契約の発効）がされず、本人又は第三者の適切な監督が及ばないまま財産管理等委任契約が継続され、本人の財産が適正に管理されていない（場合によっては搾取が行われている）可能性が高いことが窺われます。

このような任意後見契約の利用実態を前提とし、不正防止が成年後見制度における喫緊の課題であるとの視点から、適切な時機に任意後見契約を発効させるための仕組みを構築することが、任意後見制度の利用促進にとって非常に重要であり、財産管理等委任契約を、



1人の委任者と1人の受任者との間で締結する通常の二者契約の形だけでなく、受任者を複数として（1人の委任者と複数の受任者が）締結することや、監督人を含む三者契約の形で（委任者・受任者・監督人の三者間で）締結することのメリットを指摘するとともに、成年後見制度利用促進基本計画において全市町村に機能の整備が求められている権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関という社会的資源を活用し、本人を見守り受任者を支援する機能を有効に活用することにより、適切な時機に任意後見監督人の選任の申立て（任意後見契約の発効）がされることが期待されます。また、判断能力の低下後に本人が適切に任意後見監督人の選任の申立てをすることを期待することは難しいことから、適切な時機に任意後見監督人の選任の申立てをすることを受任者の責務とすることにより、任意後見契約が適時に発効されることが望まれます。

## 2. 任意後見制度の調査及び広報

成年後見制度の利用の促進に関する法律11条5号は、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他必要な措置を講ずることを定めており、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）は、「利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。」「任意後見についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する。」としています（4ページ）。

そして、成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（令和2年3月17日・成年後見制度利用促進専門家会議）においては、昨年、初めて、任意後見制度の利用の実態を把握するための任意後見制度の利用状況に関する調査が実施されたことを指摘した上で、今後の対応として、任意後見制度の利用状況に関する調査結果を分析し、必要に応じて更なる調査を実施するとともに、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策について検討を進めるべきであるとしています（17～18ページ）。

任意後見制度が適切かつ安心して利用されるためには、利用状況の調査とその結果の分析を更に進め、制度の課題や利用阻害要因等を洗い出し、制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するための取組を継続する必要があるとあり、任意後見契約・制度の手続の複雑さ・煩雑さを解消するためにも、制度そのものを分かりやすく周知するとともに、個別のニーズを踏まえた任意後見制度の理解を深めるための広報を積極的に展開する必要があると考えます。

## 3. 「任意後見人への指図書」による本人の具体的な希望の明確化

任意後見制度は、本人の自己決定の尊重という新しい成年後見制度の理念を最大限に尊重することができる仕組みであり、そのようなメリットを活かすための手段として、契約締結前から、あるいは契約締結後に、「ライフプラン」を作成することが推奨されています。

従前から作成が推奨されている「ライフプラン」は、本人が希望する生活、生きがい等を

記載し、金銭面も含む生活設計を明確にしておくものですが、私たちは、これを更にもう一歩進め、本人が、医療や介護を受ける際の具体的な方針等に関する意思や、財産の活用、事業承継等の具体的な希望を明確にしておくためのツールとして、「任意後見人への指図書」を作成することを提言します。

「任意後見人への指図書」を作成するために、本人が任意後見受任者その他の支援者と相談を重ねることにより、任意後見人が任意後見の事務を行う際の指針となる本人の意思をより明確にしておくことができれば、任意後見人が任意後見の事務を行うに当たり、本人の意思が推定できないという事態が生じることを可能な限り避けることができ、任意後見人が、より確実に本人の自己決定を尊重し本人の身上配慮を重視した任意後見の事務を行うことができるようになります。このような具体的な事前準備ができることが、任意後見制度の大きなメリットであり、私たちは、このようなメリットを最大限に活かした任意後見制度の活用を推奨します。

#### 4. 任意後見と民事信託の併用

任意後見制度は、本人の意思を契約書に反映させることにより、本人の判断能力が不十分な状況になった後も、任意後見人が可能な限り契約締結時の本人の意思に基づく本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うことができるようにする仕組みですが、同様に、民事信託も、本人の判断能力を含む生活状況が変化し、更には本人が死亡した後も、契約当時の本人の意思に基づき本人の財産の管理等を継続することができるツールです。

もともと、任意後見制度を含む成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補う制度であり、そのことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的とするのに対し、民事信託を含む信託制度の目的は、これに限らず広く定めることができ、福祉型の民事信託といっても、信託自体に本人の療養看護等の福祉の機能があるわけではありません。

つまり、任意後見制度は、最終的には本人の権利の擁護を目的とする、本人の財産の管理と身上保護のための制度であるため、任意後見人が任意後見の事務を行うにあたっては、本人の権利の擁護という観点から事務の評価の基準となりますが、民事信託においては、受託者は、必ずしもそのような観点から事務を行う義務を負うとは限りません。そのような意味では、民事信託は、任意後見と類似する機能を有する財産管理等に関する仕組みではありますが、本人の身上保護に関する機能は基本的には備えておらず、本人の権利の擁護や福祉の増進という観点からは、任意後見制度の方が、監督の仕組みが制度に組み込まれていることも含め、より安心かつ確実な仕組みを備えていると言えます。

しかし、民事信託は、本人の権利の擁護等の目的に限定されず、自由に設計できるところにその特徴があり、任意後見制度と併用することにより、民事信託の特徴を活かしつつ、そのデメリットを減殺して、本人の福祉に配慮した財産管理等が可能となります。

例えば、個人事業主である本人が、自らの財産を事業の継続・拡大とともに自己の老後の生活に活用したいと考えた場合には、任意後見制度を民事信託と併用して利用することにより、事業用の財産を個人の財産から切り分けて活用することも可能となります。また、本人が、自分の老後の資金は確実に確保しつつ、生前から家族のために自分の財産を活用することをあわせて希望している場合も、財産の管理に関する事務の一部について民事信託を活用し、身上保護を含むその他の事務については任意後見制度を利用することにより、具体化されている本人の希望を可能な限り忠実に実現することができます。

さらに、民事信託の多くは、委託者が受益者となる自益信託ですが、自益信託である福祉型の民事信託においては、委託者＝受益者の判断能力が不十分な状況になった後に誰が受託者を監督するのかということが課題となるところ、任意後見契約と併用することにより、任意後見人が事実上民事信託における受託者を監督することができますので、民事信託の使い勝手の良さ、任意後見制度の安全性を兼ね備えることが可能となります。

このように、本人の状況によっては、本人保護の機能は必ずしも十分ではないとはいえ、任意後見制度以上に本人の自己決定を尊重し、本人の意思をそのまま契約に盛り込み将来にわたって実現させることもできる民事信託制度と、本人の自己決定を最大限に尊重しつつ、本人の保護にも相応の配慮をしている任意後見制度とを併用することにより、本人の権利の擁護や福祉の増進にも一定の配慮をしつつ、本人の自己決定の尊重の最大化を図り、具体化されている本人の希望をより確実に実現することができる場合もあります。

以上の観点から、今般、「任意後見制度の利用促進に向けての提言」を作成し、任意後見制度が高齢者、障害者等の権利の擁護及び自己実現のよりよい仕組みとして発展することを願い、多くの皆さんにこの提言の趣旨を理解していただきたいと考え、公表することとしました。